

令和7年度 第1回高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会 議事録

日時：令和7年9月12日（金）
13時30分～

場所：いきいき広場 2階 いきいきホール

1 開会

○資料確認

○委員長挨拶（野口委員長）

2 委員及び事務局紹介【資料1】

3 報告

(1) 高浜市の障がい者福祉の状況について【資料2】

（事務局より資料説明）

委員：障害福祉サービスの給付費が増加している背景には、就労継続支援B型など就労系のサービスによるところが大きい。給付費が工賃に反映されるようになったことにより、令和5年度から増加している。一方、生活介護は、短時間利用の単価が設定されているため下がっている。グループホームなども下がっている。就労継続支援B型などで工賃をしっかりと払っている事業所は良いが、生活介護やグループホームは単価が下げられてしまって運営が厳しい。こうした現状をわかってほしいので話した。

委員長：事業所の経営が苦しくなっている。障がいのある人の雇用の状況も厳しくなっている。こうした課題の解決に向け、計画の中で対応していきたいと考える。

事務局：報酬単価については国が決めるものであり、市で補助することなどは難しいが、市としてもできる範囲で支援していきたい。

(2) 高浜市障害者地域自立支援協議会の活動状況について【資料3】

- ・本会議活動状況報告
- ・各部会の活動状況報告

（事務局より資料説明）

委員：資料3－5にある緊急時の受け入れについて、昨年の対応件数を教えてほしい。

事務局：昨年度は通所サービスを利用している人が1件ある。まだ制度として始める前であったが、事業所の好意で寝泊まりをさせてもらった。制度として確立すべきと判断し制度化した。

4 議事

(1) 高浜市障がい者福祉計画（第5次）の進捗状況について【資料4】

（事務局より資料説明）

委 員：資料4の19頁の就労選択支援を実施する事業所はあるか。

事務局：現状はないが、10月以降に利用希望者があれば、とりあえず刈谷市にある事業所を利用することになる。

委 員：指定基準のハードルが高く、やりたくても実施できないのが現状である。保護者の送迎も大変ではないかと思う。設備基準をクリアするのが困難である。スムーズに実施できる体制を整える必要がある。

委員長：広域的な利用のハードルが標準化したときに高すぎるという現実がある中、各自治体がどう活用できるかを、それぞれの自治体の標準化を検討していく必要がある。

事務局：指定基準について県に意見を聴きながら市としても希望する事業者が実施できるように支援していく。

委 員：資料4の3頁にある避難行動要支援者名簿の情報提供同意者数の1,133名というのは、対象者のうちどの程度を占めるのか。

事務局：障害者手帳所持者以外にも高齢者など対象者がいるので対象者全体の把握は困難である。支援を必要とする人が漏れることがないように周知を進めていきたい。

委員長：いざという時のために、整備を進めていくことが重要である。

委 員：資料4の6・7頁にある地域生活支援拠点の緊急時対応については宿泊が必要というイメージを持ってしまうが、通所サービス事業所でもできるということがイメージしづらい。例えば、B型の事業所でこのようにできると言った事例を教えてほしい。

事務局：2つ必須要件があり、1つは支援者がそこにいること、2つ目が泊まれる設備があることである。しかし、基準自体のハードルは比較的低く、寝るスペースと寝具があれば、入浴設備や調理設備がなくても、支援する人さえ確保できれば成り立つという県の見解であった。

委 員：設備より人と解釈した。

委 員：資料4の21頁の虐待防止研修について事業所は必ず実施しなければならないが、自立支援協議会の研修を受けたことでOKとなるのか。

事務局：虐待防止研修は年1回開催が義務であり、怠ると減算の対象となる。自立支援協議会の虐待防止研修は、当然虐待を防ぐためのものであるが、実施が難しい小規模な事業所を支援することで格差解消を図る意味もある。

委 員：小規模の事業所の職員が1人でも多く受講するよう働きかけをお願いする。

委 員：資料4の3頁にある避難行動要支援者名簿の情報提供同意者の個別避難計画の内容はどのようなものか。

事務局：詳細は手元がないので改めて説明する。

委 員：以前も聞いたが、あまり詳しくやっていなかったように感じた。「909名の個別避難

計画を作成した」と記述があるので、記録があって内容がわかるものかと思い質問した。

事務局：障がいのある人だけでなく、1人暮らしの高齢者など含めて909名となっているため、内容については手もとれないので、改めてお伝えする。

委員長：このような質問が出ることは想定されることなので、実物をしっかり確認しておくべきである。これは重要なことである。

委員長：資料4の9頁に「まぜこぜの居場所」が市内11か所で開催されているとあるが、どのように市民に情報を提供しているのか。

事務局：市のホームページ等を活用して公表している。場所については公共施設やこども食堂等がある。

委員長：効果後デイサービスを利用している人も「まぜこぜの居場所」は利用できるのか。

事務局：利用者に制限は設けていないので、だれでも利用できる。

委員長：毎日開催か。

事務局：毎日ではない（場所によって異なる）。

委員長：ホームページで公表していることを市民は知っているのか。

事務局：広報を通じて市民にはできる限り積極的に公表しているし、関係者を通じて周知を図っているが、知らない人もいると思う。

委員長：利用したいと思う人が、容易にアクセスできるかが重要である。

事務局：知ってもらうための周知活動は引き続きやっていく

委員長：それぞれの活動の様子は写真付でホームページを見ればわかるのか。

事務局：写真付きで公表している。それぞれ11か所の開催場所や時間がわかるようにしている。

- (2) 高浜市障がい者福祉計画（第6次）、高浜市第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画策定のスケジュールについて【資料5】

（事務局より資料説明）

<意見・質問なし>

5 その他

事務局：次回は3月を予定している。

6 閉会

以 上